

重 要 事 項 説 明 書

県立安芸津病院 介護予防訪問看護

【令和7年 4月 1日現在】

1 介護予防訪問看護事業者の概要

名称・法人種別	地方独立行政法人広島県立病院機構
代 表 者 名	理事長 栗井和夫
所在地・連絡先	広島県広島市中区基町10-52 電話 082 - 228 - 6623（代表） 所管課 総務課

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	地方独立行政法人広島県立病院機構 県立安芸津病院
所在地・連絡先	広島県東広島市安芸津町三津4388 電話 0846 - 45 - 0055（代表）
事業所番号	3412512463
管理者の氏名	後藤 俊彦

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常 勤 (人)	非常勤 (人)	
管 理 者	1	1	0	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他管理業務、介護予防訪問看護の計画作成、実施（訪問看護計画作成、実施）
看 護 師	9	7	2	介護予防訪問看護の計画作成、実施（訪問看護計画作成、実施）

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	備考
管 理 者	平日（8：30～17：15）常勤	緊急時訪問看護の契約を締結した利用者には交代で24時間対応します。
看 護 師	平日（8：30～17：15）常勤	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	東広島市安芸津町、竹原市、呉市安浦町
---------	--------------------

(5) 営業日

営業（診療）する日	平日（８：３０～１７：１５） ※ 緊急時訪問看護の契約を締結した場合は、２４時間 ３６５日
営業（診療）しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、 年末年始（１２月２９日～１月３日）

3 サービスの内容

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等療養生活の支援
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 終末期の看護
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として１か月の総単位数を基に、下記の計算方法により算出した金額となります。

症状の急変等により、頻回の訪問看護が必要となった場合は、下記の介護保険ではなく医療保険が適用となる場合があります。

【基本費用】

所要時間	単位数
30 分未満	3 8 2 単位
30 分以上 1 時間未満	5 5 3 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	8 1 4 単位

【加算】

加 算 名	算 定 要 件	費 用
初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。	1 月につき 3 5 0 単位

初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。	1月につき 300単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	勤続7年以上の者が30%以上の場合	1回につき 6単位
長時間訪問看護加算	特別の管理が必要で、1時間30分以上の指定訪問看護を実施した場合	1回につき 300単位
特別管理加算（Ⅰ）	医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	1月につき 500単位
特別管理加算（Ⅱ）	① 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ② 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③ 真皮を超える褥瘡の状態 ④ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	1月につき 250単位
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ）	利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にあり、（1）に適合する場合 （1）利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること ※ 緊急時訪問の利用がない月も料金が発生します。	1月につき 315単位

早朝・夜間・深夜加算	早朝、夜間又は深夜に指定介護予防訪問看護を行った場合 $\left[\begin{array}{l} \text{早朝} \quad 6 \text{ 時} \quad \sim \quad 8 \text{ 時} \\ \text{夜間} \quad 18 \text{ 時} \quad \sim \quad 22 \text{ 時} \\ \text{深夜} \quad 22 \text{ 時} \quad \sim \quad \text{翌} 6 \text{ 時} \end{array} \right]$	夜間又は早朝の場合 基本費用の25/100 深夜の場合 基本費用の50/100
複数の看護師等による訪問看護	複数の看護師等の場合 ※ 要件に該当し、利用者等の同意を得ている場合	30分未満 254単位 30分以上 402単位
	看護師等と看護補助者の場合 ※ 要件に該当し、利用者等の同意を得ている場合	30分未満 201単位 30分以上 317単位

【1単位当たりの単価】

1単位＝10.21円

【計算方法】

1か月の総単位数 × 1単位当たりの単価 ＝ 総金額（小数点以下切り捨て）

総金額 × (0.9、0.8又は0.7) ＝ 国保への介護報酬請求額（小数点以下切り捨て）

総金額 － 国保への介護報酬請求額 ＝ 利用者負担額

【計算例：自己負担割合が1割の利用者が、30分未満の訪問看護を月4回利用した場合で、初回加算や特別管理加算がない場合】

382単位 × 4 ＝ 1,528単位

{1,528単位 + (6単位 × 4回)} × 10.21円 ＝ 15,845.92円 ≒ 15,845円（小数点以下切り捨て）

15,845円 × 0.9 ＝ 14,260.5円 ≒ 14,260円（小数点以下切り捨て）

15,845円 － 14,260円 ＝ 1,585円 ← （1,585円が利用者負担額）

(2) 介護保険給付対象外サービス

死後処置料 5,500円

死後処置料（衣服代） 2,610円

交通費（上記2(4)に記載の事業の実施地域以外に訪問する場合）20円/km

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者の負担となります。

(4) 利用料等のお支払方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行いたしますので、次のいずれかの方法により、その月の末日までにお支払ください。

ア 県立安芸津病院の窓口にてお支払い

イ 同封の払込書により金融機関窓口にてお振込み

(広島銀行では払込手数料が無料になります。)

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護予防訪問看護を提供すること。

(2) 運営方針

ア 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

イ 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

ウ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 内科 大谷 一郎

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 身体拘束等の適正化

事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。また適正化のために必要な措置を講じます。

8 秘密の保持と個人情報の保護、取り扱いについて

<利用者及びその家族に関する秘密の保持について>

(1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

(3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

<個人情報の保護について>

(1) 事業者は、個人情報の保護に努めておりますが、提供するサービスの質を高めることを目的に、必要に応じて連携を行っている医療機関や介護事業所に対して、書面又は電子カルテにて利用者に関する診療情報の開示を行っております。また、在宅医療の推進・発展のため学会・研究会・講演会などで個人が特定されない形で診療に関わるデータ等を利用する場合があります。

(2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 1 月に 1 回以上開催します。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情相談窓口	当事業所受付	東広島市	呉市	竹原市	広島県国保連合会
責任者（又は担当課）	総務課 栗栖利夫	介護保険課	介護保険課	福祉課	介護保険課
T E L	(0846) 45-0055	(082) 420-0937	(0823) 25-3136	(0846) 22-7743	(082) 554-0783

12 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等へ連絡します。

13 ご利用者へのお願い

サービスをご利用の際は、介護保険被保険者証と地域包括支援センターが交付するサービス利用票を提示してください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者（乙） 所在地 東広島市安芸津町三津4388
 事業者名 地方独立行政法人広島県立病院機構
 県立安芸津病院
 事業所番号 3412512463
 代表者名 院長 後藤俊彦

 説明者 職名
 氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者（甲） 住所
 氏名 印

 代理人（選任した場合） 住所
 氏名 印